

八王子市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育費に関する公正証書等作成や養育費請求調停、裁判外紛争解決手続、認知調停その他養育費確保に係る手続に要した経費として八王子市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）をひとり親等に支給することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進するとともに、養育費の継続した履行確保を図ることによって、ひとり親家庭の生活基盤の安定と、その子どもの健やかな成長を支えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養している者、及び配偶者からの暴力を理由に避難し、それと同等の状況にあるもの、並びに裁判外紛争解決手続が和解不成立だった者をいう。
- (2) 児童とは、20歳未満の者をいう。
- (3) 養育費とは、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。
- (4) 債務名義とは、強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書のこと、強制執行認諾約款付公正証書、判決書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- (5) 裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）とは、弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された弁護士会（以下「弁護士会」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外での紛争解決に係る手続をいう。
- (6) 認知調停とは、婚姻関係にない父と母の間に出生した子を父が認知しない場合に、子が父の子であることを認知するよう求める調停のことをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、八王子市に居住し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たすひとり親等とする。

- (1) 公正証書作成支援等補助
 - ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
 - イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
 - ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - エ 過去に同種の補助金の交付を受けていない者
- (2) 養育費保証契約保証料補助

- ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、その経費を負担した者
- エ 過去に同種の補助金の交付を受けていない者

(3) 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助

- ア 養育費の取決めを行うため、ADRを利用している者。
- イ ADRの申込料、依頼料等の費用を負担した者。
- ウ 過去に同種の補助金の交付を受けていない者

(4) 認知調停費用補助

- ア 認知調停に係る経費を負担した者
- イ 認知の対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 認知の対象となる児童について養育費の取決めを目指す者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した費用で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書作成支援等補助

- ア 養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- イ 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ウ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

(2) 養育費保証契約保証料補助

保証会社と養育費立替保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として負担した金額

(3) 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助

- ア ADRに係る申込料、依頼料に相当する費用及び1回目の調停に係る費用（書類等の代理作成費用、認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）
- イ ADRに係る2回目以降の調停に係る費用（ADRにより調停が成立し、養育費の取決めを交わした文書を作成した場合に限る。）（書類等の代理作成費用、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）

(4) 認知調停費用補助

- ア 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- イ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代
- ウ 認知調停に係るDNA鑑定に要する費用

2 補助額は、前項第1号から第4号の経費ごとに、補助金の交付対象者一人当たり5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、次の各号に定める日の翌日から6か月以内に、別に定める八王子市養育費確保支援事業補助金交付申請書により市長に提出しなければならない。ただし、災害等やむを得ない場合は、提出期限を変更することができる。

(1) 公正証書等作成支援等補助

公正証書等を作成した日（令和5年（2023年）1月1日以後の日に限る。）

(2) 養育費保証契約保証料補助

養育費保証契約を締結した日（令和5年（2023年）1月1日以後の日に限る。）

(3) 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助

養育費等の取決めを行った日、またはADRによる和解不成立が確定した日（令和7年（2025年）4月1日以後の日に限る。）

(4) 認知調停費用補助

認知の審判又は裁判が確定した日（令和5年（2023年）4月1日以後の日に限る。）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 各補助共通

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 補助対象となる経費の領収書等

(2) 公正証書作成支援等補助

ア 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）

(3) 養育費保証契約保証料補助

ア 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）

イ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る。）

(4) 裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助

養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）、またはADRによる和解不成立が確定したことを確認できる書類

(5) その他特に必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書及び添付書類について速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額について決定する。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、別に定める八王子市養育費確保支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

3 第1項の規定により補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、別に定める八王子市養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

4 市長は、前条第2項に定める書類（同項第1号アを除く）について、必要に応じて写しをとり申請者に返却する。

(請求及び支払)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、別に定める八王子市養育費確保支援事業補助金交付請求書により、30日以内に市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた時は、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者又は当該補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の全部または一部の決定を取り消し、別に定める八王子市養育費確保支援事業補助金交付決定取消通知書により通知する。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が補助することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対して既に交付されている補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)5月9日から施行し、同年4月1日から適用する。